

○行田市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

平成 20 年 9 月 17 日

告示第 244 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)を排水設備として設置し、公共下水道に接続しようとする場合において、システムの適切な使用及び維持管理を確保するとともに、公共下水道の機能を保全するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) システム 生ごみを粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)による改正前の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 38 条の規定による建設大臣認定(以下「建設大臣認定」という。)を受けたもの又は社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(以下「基準案」という。)に適合する評価を受けたものをいう。

(2) 使用者 システムの維持管理について、最終的に責任を負う者(独立建築物の所有者又は賃借人、賃借の集合建築物の所有者又は分譲の集合建築物の所有者の代表者を含む。)をいう。

(排水設備の計画の確認等)

第 3 条 システムの設置等を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、行田市下水道条例(昭和 42 年条例第 49 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、市長の確認を受けなければならない。

2 申請者は、行田市下水道条例施行規則(昭和 43 年規則第 3 号)第 4 条に規定する排水設備新設等確認申請書に添付する図書のほか、次の書類を添付するものとする。

(1) ディスポーザ排水処理システム設置等届出書(様式第 1 号)

(2) 建設大臣認定書の写し又は基準案適合評価書の写し

(3) システムの仕様書

(4) 誓約書(様式第 2 号)

(5) 維持管理計画書(様式第 3 号)

(6) システムの維持管理に関する契約書の写し又は申請時まで契約を締結できない場合は維持管理に関する契約等確約書(様式第 4 号)

(7) 使用者承継確約書(様式第 5 号)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(維持管理に関する指導)

第4条 市長は、条例第5条の規定に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次の事項を遵守するよう求めるものとする。ただし、申請者と使用者が異なる場合は、使用者にこれを求めるものとする。

- (1) 市長が確認した計画に基づき、システムの使用及び維持管理を適切に行うこと。
- (2) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理に関する契約を締結すること。
- (3) 前号の契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) システムの排水処理槽から引き抜く汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき適正に処理すること。
- (5) その他市長の維持管理に関する指導に協力すること。

(使用者の地位の承継)

第5条 申請者と使用者が異なる場合で使用者が確定したとき又はシステムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該使用者又は建築物の譲渡等を受けた者は、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継しなければならない。

2 前項の規定により地位を承継した者は、市長にディスプレイ排水処理システム承継届(様式第6号)を提出しなければならない。

(使用者に対する指導)

第6条 市長は、システムの維持管理の状況により、公共下水道を損傷し、若しくは機能を阻害するおそれがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、当該システムの利用者に対し、当該システムの改善について指導することができる。

(製造者等に対する指導)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、システムを製造し、又は販売する者に対し、次に掲げる事項について指導することができる。

- (1) システムの販売に当たり、申請者又は利用者に対し、システムの維持管理を適切に行うため、専門の維持管理業者と維持管理に関する契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 申請者又は利用者に対し、市長の行うシステムの維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (3) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。